

神戸地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

平成28年7月20日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

小西和夫，瀬川均，武谷真名，田中裕子，玉森たりほ，丹本陽，長井秀典，中邨清一，中本敏嗣，野崎弘，松山秀樹，丸山毅，山野由美子（五十音順，敬称略）

（庶務）

藤木義裕（事務局長），粟生博文（民事首席書記官），新津隆弘（刑事首席書記官），吉川和伸（事務局次長），宇野勝浩（事務局次長），小西圭（総務課長），松田栄司（総務課課長補佐），山本さおり（総務課課長補佐），長野香織（総務課庶務第一係長），尾川昌也（総務課広報係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員，新任委員及び再任委員の紹介）

退任委員として，3月31日付け退任の池澤憲司委員及び野口勝久委員，新任委員として，4月1日付け就任の小西和夫委員及び丸山毅委員，再任委員として，2月8日付け再任の陳來幸委員及び5月22日付け再任の中邨清一委員の紹介があった。

(2) 前回のテーマ（刑事裁判における被害者保護制度）に関する報告（小西総務課長）

証人として法廷において着席する位置や法廷における遮へい，ビデオリンク等の措置について委員から出された意見を裁判官に伝え，今後の訴訟指揮の参考としている旨の説明があった。

(3) 裁判所における広報についての説明（小西総務課長，尾川広報係長）

裁判所における広報の概要，広報に使用しているツール，神戸地方裁判所で
行っている広報行事の概要（内容，募集方法，参加人数等）についての説明が
あった。

(4) 裁判所における広報についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

- 行事の内容について高評価を得ており，また，定員を上回る応募があるよ
うなので，もっと多くの人に参加してもらおうと広報力も高まるのではないかと思
うが，行事の定員や回数を増やすことは難しいのか。
- 行事に使用する部屋を考えると定員は30人程度が限度となる。回数につい
ては，他の業務との関係もあるので，憲法週間行事，法の日週間行事，夏休み
のイベント，2月の行事を大きな広報行事の機会とし，日常的な広報としては
法廷見学と団体傍聴を行っている。
- 行事終了後に行事の様子がテレビで放映されているようだが，その際に次の
行事の募集もすると応募に直結するのではないか。人気があるものは2回やっ
て，放映の際に「もう1回あるから応募してください。」としてはどうか。
- 現在，新聞には事前に案内記事の掲載依頼をしているが，結果がテレビ放映
される時に次の行事の告知ができないか検討する。また，夏休みの子供向けの
イベントの複数開催が可能か検討する。
- 一般の人からすると遠い存在であるような裁判所だからこそ広く知ってもら
うためには，「知らないと損をする。知っているのと得をする。司法制度は国民
の皆さんのために存在していて，いろいろ役に立つものがあるので，どうか知
ってください。」と，広報を受ける側にとって知ることにより何の得があるの
かというアプローチの仕方をすると，悩みを抱えているいろいろな立場の方に
必要な情報が届くのではないかと思う。
- おっしゃるとおり，司法に対しての国民のアクセスが容易になるような広報

の形が大切だと思う。多くの種類のパンフレットを作っているが、必要な方のようにそのパンフレットを届けるのかというのは難しいことだと思う。

- 「知らないで損。」というのはそのとおりだと思う。それを知ってもらうためにたくさんのリーフレットがあるということだが、若い世代はネットで必要な情報を得ることが多いと思う。

リーフレットには、弁護士がなくてもできそうに書かれているように思うが、弁護士がいないと難しいのではないか。

- 簡易裁判所の調停，裁判，少額訴訟などは，基本的には弁護士がなくてもできる制度となっている。
- それであれば，「弁護士がなくても裁判所に相談してもらえればいろいろお手伝いできますよ。」ということを書いてもらえればと思う。

リーフレットを置いてある所が一般の目につかないので，駅に置いてもらうなどしてはどうか。「いろいろなことを裁判所できるんですよ。身近なんですよ。詳しくはウェブサイトへ」というような簡単な内容のポスターでよいと思う。

- 裁判所のホームページには有用な書式や動画などがたくさんあるが，一般の人がホームページを見てそこまでたどり着くのは難しいので，一般の人がたどり着きやすい構成にすることが大切だと思う。
- ウェブデザインは重要であり，仕様によって一気に使いやすくなるので，求める情報が得られやすくなるよう，専門の方に相談するなどしてはどうか。
- 裁判所のウェブサイトの多くは最高裁判所で作っているが，地方裁判所等で作っている部分もある。前任庁で，ウェブサイトに載せる出前講義の募集のチラシを作ったことがある。専門家に作ってもらいたいがそういう予算はないので，裁判官や書記官が考えながら作った。
- ◎ 確かに裁判官が作っている部分もあり，私も以前に経験をした。文章だけだと読んでもらえるか分からないということで，表や数字を入れたり，写真をつ

けたりと素人なりに工夫して作ったが、やはり民間企業などに比べると落ちると感じた。

- 専門学校の学生が卒業課題として企業とタイアップして無料で作ってくれるという所があるので、そういう所を活用してはどうか。裁判官と学生がタイアップして作りましたといえ、アクセス数も増えるのではないかと。
- 公の機関が広報をするに当たっては、目の不自由な方には音声ガイドが要るのではないかと、外国人の方には外国語対応が必要ではないかなど、民間とは違ったターゲットのとらえ方、ユニバーサルデザインの観点が必要となる。営業の功利性や広報の効果だけでなく、公平性や、少数の人であってもケアするなどの考慮が必要となる。

リーフレットについては、法務局や自治体などの法的な解決につながっていくような窓口でリーフレットを置いたり、行政等の相談員がリーフレットを使って簡単に説明できるようにするなどの工夫をすると、より効果があると思う。

- 市町村、法テラス、弁護士会、司法書士会など、法律相談に関わるような機関にはリーフレットを送っている。また、調停手続については、裁判所の職員が直接相談窓口を訪れて、その担当者に説明して手渡すということもしている。

ウェブサイトについての知識が深くない職員が更新等を担当しており、また、内容が広範囲にわたるので、なかなか見やすくすることが難しい。裁判所のウェブページのどこに興味を持っていただけるのかを教えてください。例えばその情報を繰り上げるなど検討したい。

- 見たいのは、刑事よりは民事で、離婚調停、自己破産、強制執行などのタイトルだと思うが、一般市民には言葉としてきついで、柔らかく「お金に困ったら」、「家族のトラブル」など、入りやすい言葉で誘導するとよいと思う。

出張講義は、もっと行ってほしいと思う。

裁判所があまり知られていないということだが、裁判所に来てほしいのか、何を一般の人に知ってほしいのか。

一般の人は裁判官はどんな人だろうと思っているので、例えば「裁判官がやってくる。」というような載せ方をすると、結構アクセスがあるのではないか。

- ◎ 裁判所に来て法廷や実際の仕事を見ていただきたいということもある。その時には裁判官も説明して、普段の仕事とは違う裁判官の姿を見ていただいている。

また、出前講義という形で、裁判官が中学、高校などに行って、話をするというのもやっている。

- 出前講義については、裁判員制度の関係で、実際に裁判員裁判を担当している裁判官が出前をして、制度や現状、参加された裁判員の声を紹介し、疑問点や不安な点を直接伺って対応するというのをやっている。

また、法教育の関係で、中高生などに、裁判所や裁判官全体について知ってもらうための講義も行っている。

来てもらえるなら来てほしいというニーズが一定程度ある。

- ◎ 今年、女子中学高校から、社会科を中心とした授業の一環として裁判官に話をしてほしいという依頼があった。「どうして裁判官を目指したのか。裁判官の一日の生活は。苦労や悩んでいる点は何か。」など話してほしいということで、女性裁判官を派遣した。後で生徒の感想文も読んだが、関心を持って聞いてもらえたという印象を受けた。裁判官が中学高校などに行っているというのはあまり知られていないか。

- 大学にも、出前講義をしてほしいという依頼はたくさん来る。多分、法律自体というより、将来の職業の一つという観点から話を聞きたいのではないかと思う。広報の意味ではそういうところにどんどん出ていった方がいいと思われているのか。もっと広く一般に知ってもらいたいということであれば、例えば、公開市民講座の一つとして講義をするなども考えられると思うが、依頼が殺到してくると選ぶのもまた大変になるかなとも思う。

- 総務課が行う広報活動では、根幹には裁判所をよく知っていただきたいとい

うこともあり、その一つとして裁判官をよく知っていただくのは大切なことだと考えている。多くの広報行事では、裁判官との質疑応答のコーナーを設定していて好評でもあるので、今後も裁判官には広報活動に積極的に参加してもらいたいと考えている。

- 裁判所も優秀な裁判官をキャッチするための広報活動もしたいのか、それとも一般の方に身近に感じてもらいたいのか。

雇用関係の問題に関しては、労働局、経営者協会、商工会議所などは、調停レベルのトラブルはそこで解決できるような仕組みを持っていて、どうしても裁判所に持っていかないといけない場合だけ切り分けていると思う。あまり簡単な調停レベルのものがたくさん裁判所に来ても人員の問題などで困るのではないかと思うので、どこをターゲットにどういう広報をするかという切り口をはっきりさせる必要があると思う。

団体傍聴が一番有効ではないかと思う。私も何度か団体傍聴をしたことがあるが、よかった。

子供向けの夏休みの企画は、何回か行くとよいと思う。広報誌に載せたり、NHKの夕方のニュースで行事予定を放送しているので、そういうところで募集すると効果的ではないかと思う。

- ◎ 裁判所の広報は、一般的には、裁判所自体を知ってもらいたいということがあるのは間違いないが、民事訴訟や調停の事件が減少傾向にあるところ、制度を知ってもらうために広報するという考えもあり、また裁判官になってもらうための広報、法律家を知ってもらうための広報というのもあり得、何を目的にして、何をターゲットにしているか明確でないところがあるかと思う。

検察庁や弁護士会での広報活動の状況はどうか。

- 検察庁での一般広報の趣旨は、我々のやっていることを広く理解してもらうというものである。

裁判所は、法廷傍聴という広報のツールを持っているのでうらやましい。検

察庁でも裁判所や弁護士会と連携して広報行事を行うことがあるが、その際にも法廷傍聴をしたい時には裁判所をお願いしている。

検察庁でも独自に外に出て広報をしている。裁判員裁判が始まった頃は、裁判所、弁護士会との三者での広報をよく外で行っていた。法の日週間の行事や夏休みの社会科教員への研修については、三者で行う企画もあり、非常に有益だと考えているので、今後もいろいろな機会に協力したい。

法教育については、法務省からの指示もあり、社会はルールに従って成り立っているので、受け手としてではなく、主体的にルールを作って運営するのが市民なのだということを若い方に理解してもらうため、主に中学高校の社会担当教員に、法教育の考え方を伝えており、裁判所や弁護士会の協力も得て行っている。

- 弁護士会でも法教育に力を入れており、年間約80校から依頼があって、小中高校に出向いて講義をしている。最初は年間20件ほどであったが、教育委員会を通じて学校に伝えてもらうことにより依頼が増えた。

また、市民向けの学習会や法の日週間行事などを、100人ほど入る弁護士会の講堂でやっている。裁判所のスペースの問題の話が出ていたが、三庁合同で行う行事を企画すれば、弁護士会のスペースを使ってもらうことも考えられる。

- ◎ 委員の各職場で広報について工夫しておられることで裁判所の広報に応用できるようなことなどを教えていただきたい。
- 資源が限られているので、ターゲットを絞り込む戦略的広報が重要だと思う。裁判所の広報行事の内容は、以前から変わっていないのか、随時変わっているのか。いろいろな時代の変化がある中で知りたいニーズに対応して、こういうターゲットにこういう情報を与えるというように絞り込むことが重要ではないか。

裁判所はこういうものだとということを知ってほしいということのようなので、

それであれば、総花的な活動をするよりも、学生なのか社会人なのか、女性なのか男性なのかなど、対象をある程度イメージして重点的に広報することが重要ではないかと思う。

裁判官の素顔には非常に興味があるし、最近は女性の活躍ということもあるので、裁判所で働く女性の様子などをクローズアップしてウェブサイトやSNSに入れるなどすると、若い方へのアピールになるのではないか。

◎ 時代の関係でいうと、裁判員制度が始まる頃には、裁判員制度の広報を重点的に行っていたが、それが落ち着き始めると、むしろ裁判所自体をよく知っていただくための広報に戻ってきたというところがある。また、法の日週間、憲法週間行事や夏休みのイベントなど、継続的に行っているものもある。

● 憲法週間行事などの広報行事は、毎年、テーマを考えて行っている。夏休みの子供向けのイベントについては、毎年体験型の模擬裁判を実施しており、非常に好評であるので、大きく変化させずに行っている。

◎ 裁判所の広報に要求するもの、期待するものを教えていただきたい。

○ 高校大学などをターゲットにした行事がないようなので、これから社会を担う若い人にアピールして関心を持ってもらうことが大事だと思う。

当社では、キャラクターを作ってイベントに出たり、ブログをしたりしている。

裁判所の広報行事の事前告知をしたことがあるが、どうしても制度的な紹介にとどまるものであった。

いかに柔らかくできるか、告知の時にどうPRできるかが重要だと思う。

パンフレットで冒険をして若い子にアピールするとか、地域のイベントにブース出店をして、そこでチラシを配るなどすることも考えられるのではないか。

○ 祭りに裁判官が参加して、裁判官の服を貸し出して撮影ができるとか、そこで「困ったらここにアクセス」というような簡単なビラを配るなどしてはどうか。

- 裁判所は敷居が高くて怖い所というイメージがあるので、裁判官が主人公になるようなドラマがあったら身近になっていいのかなと思う。
- ◎ 裁判官が主人公のドラマは以前にあって、その時には裁判所もいろいろ協力したと聞いている。
- 裁判所は怖い場所というイメージがあるので、分かりやすい優しい裁判所というイメージができればよいと思う。夏祭りなどのイベントに来てもらい、裁判所には優しいところもある、素人でも気軽に入れる場所だというイメージを作ってもらえればと思う。
- 神戸地裁独自の取組が可能であれば、全国の地裁の中で神戸地裁にどういう特徴があるか、どういう係争が多いのかなどを意識して、チラシの配り方、ホームページの作り方などを考えるとよいと思う。また、出前講義については、団体のニーズに合わせた説明の仕方を考えるとよいと思う。

地方自治体でも、高齢者が多い所では字を大きくする、外国人が多い所では多言語のチラシを用意するなど、特徴に応じた広報をしているので、そういう発想で考えていただいたらよくなるのではないか。

- 裁判所は人権の最後の砦だと思っているので、司法制度による救済を必要としている人に情報がきちんと届くようにしてほしいと思う。
- 裁判所があまり敷居を下げる必要はなく、今のままだもよいのではないかと思う。チャラチャラしたような形になったら、「公平な裁判を通して、不法な侵害から私たちの権利と自由を守り、社会の正義を実現する」という役割が果たせるのかと思う。ホームページにしても、民間企業とは違うので、一般の人の目を引き付けるような必要が本当にあるのかと思う。兵庫県議の事件などではたくさんの傍聴人が来ていることから分かるように、裁判所が何をしているか、成人であればほとんどの人は分かっていると思う。

ただ、相談したいと思って電話で問合せをした時に親切に対応することは、必要だと思う。専門用語を使わず分かりやすい対応を心掛けるだけで、イメー

ジは変わると思う。

- これから社会の仕組みを学ぶ小中学生に，教育的な立場から，学ぶ機会を設けるのはよいことだと思う。学校の先生と一緒に小中学生に来てもらい，裁判所について伝える機会が増えれば，役に立つと思う。

(5) 次回の議題

委員長が「民事裁判の現状と課題」を議題としたい旨の提案をしたところ，各委員から異論はなかった。

5 次回期日

平成29年2月7日